

## 公 告

06 住交 第 1411030-009 号 県営住宅中折団地 R1棟住戸改善畳工事 について、条件付一般競争入札(事前審査型)を行いますので、入札参加申請の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。

令和 6 年 11 月 1 日

佐賀県県土整備部建築住宅課長 山口 俊裕

### 1 工事の概要

- (1) 工 事 名 06 住交 第 1411030-009 号 県営住宅中折団地 R1棟住戸改善畳工事
- (2) 工事場所 佐賀市
- (3) 工事内容 畳設置一式
- (4) 予定工期 余裕期間制度対象案件（発注者指定方式）  
工事の始期:令和 7 年 1 月 15 日（実工期：90 日）
- (5) 予定価格 事後公表

### 2 入札参加資格等に関する事項(入札に参加するものは、以下の要件を満たす必要があります。)

- (1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第2項の規定により内装仕上工事の決定を受けていること。
- (2) 佐賀県内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する本店を有する建設業者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 入札参加資格確認申請書提出期限日から開札の日までの間に、当該入札に係る建設工事の種類に対応する経営事項審査の有効期間が満了するものでないこと。
- (5) 「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」による指名停止を、本工事の入札参加資格確認申請書提出期限日から開札の日までの間受けていない者であること。
- (6) 本工事の入札参加資格確認申請書提出期限日の6か月前から開札の日までの間に、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。
- (7) 本工事の開札の日までに、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格審査申請書を再度提出し、公告に掲載している入札参加資格の決定を受けた者を除く。
- (8) 本工事に係る設計業務等の受託者(当該受託者が建設関連共同企業体である場合にあっては、当該共同企業体の代表者を含むすべての構成員をいう。)又は当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において関連がある者でないこと。
  - 一 受託者は、公告に掲載のとおりです。
  - 二 「当該受託者と資本、人事面若しくは技術面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ア 当該受託者と法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第4条第2項及び第4項に該当する者(会社)。
- イ 役員(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、当該受託者の役員を現に兼ねている会社。
- (ア)株式会社の取締役。ただし、次のaからdに掲げる者を除く。
- a 会社法(平成17年法律第86号)第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等である取締役
  - b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- (イ)会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- (ウ)会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- (エ)組合の理事
- (オ)その他業務を執行する者であつて、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者
- ウ 役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に当該受託者の役員の職にある会社。
- エ 本工事に係る設計業務等において、当該受託者に技術的支援を行っている者。なお、「技術的支援」とは、「設計業務等における総合的企画、業務遂行整理手法の決定及び技術的判断」、「解析業務における手法の決定及び技術的判断」をいいます。
- (9)本工事の他の入札参加申請者と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。
- 「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 法人税法施行令第4条第2項及び第4項に該当する者(会社)。
  - イ 一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている会社。
  - ウ 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社。
- (10)自社で畳の製作から敷設まで施工する工事として発注された畳工事について、平成21年4月1日から当該案件の公告日までに元請として竣工した実績(特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上のものに限る。)を有すること。
- (11)前記(9)に掲げる工事の施工経験を有する主任(監理)技術者を当該工事に専任で配置できるものであること。(請負金額4,000万円(建築一式工事は8,000万円)未満は専任不要。)
- (12)佐賀県暴力団排除条例(平成23年佐賀県条例第28号)第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。
- 「佐賀県暴力団排除条例(平成23年佐賀県条例第28号)第2条第4号に規定する暴力団等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
  - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ク 役員等(法人にあつては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあつては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同じ。)にあつては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。)にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人
- ケ イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

### 3 入札参加資格確認申請書及び提出資料

- (1) 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- (2) 同種工事の施工実績調書(様式第6号) 及び 事実を証する書類
- (3) 配置予定技術者調書(様式第7号) 及び 経験を証する書類
- (4) 総合評定値結果通知書の写し(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に審査基準があるもの)

### 4 入札参加資格確認申請書及び提出資料の受付期間及び送付先

#### (1) 受付期間

令和6年11月5日(火)から令和6年11月12日(火)まで(県の休日を除く。)の9時から17時まで(最終日にあつては9時から16時必着まで)とする。

#### (2) 送付方法 : 簡易書留によります。持参での受付は行いません。

公告の10(提出資料の送付方法等)を確認のうえ下記(3)あてへ送付してください。

#### (3) 送付先

佐賀県県土整備部建築住宅課 住宅整備担当 行  
〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

### 5 問い合わせ先等

#### (1) 公告に関する質問期限

令和6年11月12日(火) 15時までにFAXで下記(3)へ送付してください。

#### (2) 質問に対する回答期限

令和6年11月19日(火) 17時までに佐賀県ホームページに掲載します。

#### (3) 問い合わせ先

佐賀県県土整備部建築住宅課 住宅整備担当  
〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

TEL : 0952-25-7165 FAX : 0952-25-7316

## 6 入札及び開札の日時及び場所

- (1)入札書提出期間：令和6年11月25日(月)から令和6年11月29日(金)17時必着まで
- (2)入札方法：簡易書留によります。持参の場合は無効となります。  
入札心得の1「入札方法等」-(3)を確認のうえ公告の4-(3)あてへ送付してください。
- (3)開札日時：令和6年12月2日(月)9時30分
- (4)開札場所：佐賀県県土整備部建築住宅課

## 7 入札保証金及び契約保証金

### (1)入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除します。

### (2)契約保証金

納付してください。ただし、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とします。ただし、佐賀県財務規則第115条第3項第1号若しくは第2号に該当する場合又は請負金額が500万円未満の場合は、免除します。

## 8 配置予定技術者に係る資格及び専任性等について

### (1)配置予定技術者の資格について

建設業法第26条の規定により本工事の発注工種に適合した同法第7条に規定された資格を有する主任技術者又は監理技術者を設置しなければなりません。

### (2)専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事について

主任技術者については、建設業法施行令の定めるところにより、工事一件の請負代金の額(消費税込)が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上については専任での配置が義務付けられています。さらに、下請負の総額が4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の場合は、建設業法第3条の規定により会社として特定建設業の許可を有しているとともに、専任の主任技術者については監理技術者の配置が義務付けられます。

本工事に専任で技術者を配置しようとする場合は、契約日前日まで(遅くとも現場に着手するまで)に他工事の専任を外すことが確実であれば、本工事の配置予定技術者として申請できるものとします。ただし、「配置予定技術者調書(様式第7号)」の空欄に専任できる予定日を必ず記載してください。また、不慮の事故等により専任を外すことができなかった場合は申請の取下げを行ってください。

なお、落札決定後に専任の配置予定技術者を配置できない状況となった場合は、特別の事情がある場合を除き指名停止措置、契約の解除等を行います。

### (3)配置予定技術者調書提出時に技術者が特定できない場合の取り扱いについて

配置予定技術者調書提出時に技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができます。この場合においては複数の候補者の中から1名を契約日の前日までに必ず特定し、配置しなければなりません。

## 9 入札参加資格に係る同種工事の実績(会社及び配置予定技術者)について

- (1)「同種工事の施工実績」とは、自社で畳の製作から敷設まで施工した実績をいう。
- (2)元請けとして平成21年4月1日から本公告の日までに竣工した実績とします。
- (3)特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の実績に限ります。
- (4)配置予定技術者の施工経験の取り扱いについて

監理技術者、主任技術者、現場代理人及び担当技術者の施工経験については、従事期間が工期の2分の1を上回る場合のみ施工経験として認めます。

ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格(建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等)を有して配置された工事に限ります。

## 10 提出資料の送付方法等

提出資料については、公告の4-(1)受付期間までに、配達日(到着日)を指定でき、かつ書留郵便等により配達記録が残る方法で、公告の4-(3)あてへ送付してください。封筒には、「発注機関名」、「工事名」及び「技術者等資料在中」と朱書きしてください。また、持参での受付は行いません。

なお、提出資料に不備があった場合、受付締切日時までに到達しなかった場合は、資格審査の際「入札参加資格無し」となるので注意してください。

## 11 入札参加資格の確認について

提出資料の締切後に実施する資格審査により入札参加資格を確認し、令和6年11月20日(水)までに文書で通知します。

よって、本工事の入札に参加できる者は、入札参加資格の確認通知(資格有)の確認通知を受けた者に限ります。

入札参加資格がないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができます。なお、説明を求める場合は、令和6年11月26日(火)までにその旨を記載した書面を公告の4-(3)あてに書面で提出してください。

## 12 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で「佐賀県建設工事最低制限価格制度事務処理要領」の規定による最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより落札者を定めます。

## 13 工事費内訳書及び現場代理人等配置予定事前届出書について

- (1) 工事費内訳書及び現場代理人等配置予定事前届出書は、公告の6-(1)入札書提出期間までに、入札書と併せて、書留郵便にて公告の4-(3)あてへ提出してください。

ただし、公告の8-(2)の専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事に該当しない場合は、「現場代理人等配置予定事前届出書」の提出は必要ありません。

- (2) 工事費内訳書及び現場代理人等配置予定事前届出書は、公告に添付された様式を使用し、書式の変更等(ファイル形式の変更を含む。)を行わないでください。

- (3) 工事費内訳書について、入札心得6「無効の入札」を確認のうえ提出してください。

- (4) 現場代理人については、「佐賀県発注工事における現場代理人の取扱い」を確認のうえ届出してください。

い。

#### 14 その他

(1) 入札金額を見積もった結果、入札を辞退することとした場合は、辞退届を公告の4-(3)あてへ郵送してください。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加に不利益な扱いを受けることはありません。

(2) 入札に際しては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等について設計図書等に記載された処理方法等により積算したうえで入札してください。また、落札者は落札決定後に分別解体の方法等を契約書に記載するために発注者と協議を行ってください。

(3) 前金払 有 (契約金額の40%以内)

(4) 中間前金払 有 (契約金額の20%以内)

(5) 部分払 有

(6) 最低制限価格 有 (佐賀県建設工事最低制限価格制度事務処理要領4-(2)-①により算出している。)

(7) 本公告の記載内容に係る疑義(設計内容に係る疑義を含む。)については、公告の5-(3)へ問い合わせてください。また、落札決定後(中止した場合を含む。)の設計内容等に係る疑義についての問い合わせ先は公告の5-(3)とします。

なお、入札心得13「異議の申立」には、「入札をした者は、入札後、この心得及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。」と定められています。そのため、仕様書等について不明があった場合は、公告の5-(1)公告に関する質問期限までに質問を必ずFAXで提出してください。

(8) 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取り止めることがあります。

なお、落札決定後においても、公正な入札が確保されなかったと認められるときは、落札決定を取り消すことがあります。

(9) 入札心得(紙入札用)については、佐賀県庁ホームページ > しごと・産業 > 入札・補助金・公募事業 > 入札 > 建設工事関連 入札制度等 > 入札契約制度 > 佐賀県建設工事等入札心得(令和5年1月1日一部改正)に掲載していますので、必ず確認してください。

※債務負担行為または継続費による契約の場合は、14-(3)、(4)のうち「契約金額」とあるのは、「各年度の出来高予定額」と読み替えます。